平成２２年（フ）第１８号
高知県高岡郡越知町越知甲2136番地８
債務者　斧　　京子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１９号
高知県須崎市浦ノ内東分3289番地
債務者　正木　　敦
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第８号
高知県安芸郡奈半利町乙1338番地１
債務者　佐川　章彦
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
高知県安芸市井ノ口乙2619番地
債務者　小松　久雄
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
高知県安芸市千歳町11番28号
債務者　寺岡　和香
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
福岡県飯塚市小正204番地７　市営小正高畑住宅63号
債務者　福川千枝子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３８号
福岡県飯塚市勢田2414番地５、前住所大分県玖珠郡九重町大字田野1732番地
債務者　三浦紀代子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１６号
福岡県直方市大字上新入2243番地394
債務者　前島　正明
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第４８号
福岡県久留米市長門石町687番地
債務者　執行　光次
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４９号
福岡県久留米市長門石町687番地
債務者　執行由美子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５０号
福岡県久留米市長門石町687番地
債務者　執行フミカ
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８１号
福岡県久留米市東合川１丁目６番10号、住民票上の住所福岡県久留米市青峰２丁目30番21―１号
債務者　今村　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８号
福岡県大川市大字道海島346番地１　道海島団地２―207号
債務者　花田　好子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
福岡県みやま市瀬高町小川235番地２　アシスト211号
債務者　井手香代子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５号
熊本市本山３丁目３番２―1110号
債務者　牛嶋　法子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８号
大分県日田市大字十二町447番地
債務者　金嶋万壽夫
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第７９号
宮崎市吾妻町87番地２
債務者　後藤　久志
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
宮崎地方裁判所破産係